

令和元年度第1回国立市特別職職員報酬等審議会 会議録（要約）

日 時 令和元年 11 月 20 日（水） 午後 7 時から午後 8 時 30 分まで
場 所 国立市役所 3 階 第 4 会議室
出席委員 7 名 長沼会長、遠藤委員、喜連委員、杉田委員、林委員、
半杭委員、三上委員 ※五十音順
欠席委員 3 名 木島委員、阪口委員、田村委員
傍 聴 0 名
事 務 局 4 名 雨宮行政管理部長、平職員課長、
丸山給与厚生係長、宮澤主事

- 次 第
1. 開 会
 2. 諮 問
 3. 議 事
 - ①諮問内容の補足説明
 - ②配布資料説明
 - ③審議
 4. その他
今後の審議会開催予定について

配布資料一覧

- 資料 1：東京都 26 市の概要
- 資料 2：東京都 26 市の常勤特別職職員給料額一覧
- 資料 3：東京都 26 市の常勤特別職職員期末手当支給率一覧
- 資料 4：東京都 26 市の常勤特別職職員退職手当支給率一覧
- 資料 5：東京都 26 市の常勤特別職の任期中の給料等の総額
- 資料 6：全国類似団体 常勤特別職職員給料額等一覧
- 資料 7：常勤特別職の職務と職責
- 資料 8：【国立市】特別職と一般職の給与比較
- 資料 9：給与・賞与等の改定歴
- 資料 10：消費者物価指数の推移
- 資料 11：経常収支比率の推移

【会議録】

1. 開会
2. 諮問

「常勤特別職職員の適正な給料額等について」

永見国立市長より国立市特別職職員報酬等審議会へ諮問

※諮問文については、別添参照

3. 議事

長沼会長による進行

審議会の傍聴について、出席委員の同意を得て決定

以下、会議録詳細

【長沼会長】 本日頂いた諮問について事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】 諮問内容について補足説明します。（以下、補足内容要約）

○諮問の理由

- ・平成8年12月を最後に常勤特別職の給料額が改定されていなく、報酬審議会への諮問もされていないこと。
- ・平成23年7月から常勤特別職の給料について減額措置がされているが、その措置が現在まで約8年間も継続していること。

○諮問の方針

有額諮問ではなく、諮問の中では具体的な金額を示さず、審議会の議論の中で考え方を示してもらう。

○審議のポイント

審議にあたっては、以下のポイントを中心に議論していく。

- ①常勤特別職職員の職責について
- ②市の概要、財政状況について
- ③他市との比較について（給料額、期末手当支給率、退職手当支給率）
- ④一般職員の給料及び給料改定状況について

○その他

本審議会の所掌事項ではないが、期末手当及び退職手当の支給率についても審議会の意見を聞く。また、委員より要望のある資料については、適宜事務局が作成し、委員へ提供する。

○今後の審議会の進め方

審議会の開催数は令和元年11月から令和2年3月にかけて5～6回とし、令和2年3月に市長へ答申する。

【長沼会長】 ありがとうございます。続いて、本日の配布資料について事務局より説明願います。

【事務局】 資料1～11について説明。説明内容については省略。

【長沼会長】 ありがとうございます。聞き慣れない言葉もいくつかありましたが、例えば経常収支比率とは財政的なゆとりがあるかどうか判断する数字ですので、今回給料額を改定するにあたり論点になるかと思えます。また、これまで約22年間、給料額が据置かれていた中で、なぜ今回諮問されたのかについても論点になるかと思えます。

様々な論点が考えられますが、事務局から説明のあった資料について質問はありますでしょうか。

【喜連委員】 地域手当は、特別職に支給されますか。

【事務局】 一般職員のみへの支給です。

【喜連委員】 退職手当の支給率は、1年毎の支給率か、それとも4年間の任期全体での支給率ですか。

【事務局】 1年毎の支給率です。

【喜連委員】 常勤特別職の職員について、活動費を費用計上できる等の所得税の特例取扱いはありますか。

【長沼会長】 行政関係の職務では特に特例的な取扱いはなく、一般的な取扱いと一緒だと思います。

【喜連委員】 市長等は兼務できるということだがその場合はどうですか。

【長沼会長】 行政関係の職務以外についての収入に関しては、必要経費等の費用計上はできると思います。例えば、原稿を依頼された場合は、調査のために書籍の購入が必要となる場合がありますが、その書籍の購入費用について税務署が認めれば必要経費として計上できると思います。

【遠藤委員】 服飾も経費にならないのですか。

- 【長沼会長】 経費になりません。
- 【林委員】 佐藤市長時代から給料額の減額をしていますが、これは財政的な事情によるものですか。
- 【事務局】 行政は、行政改革の一環として身を切ろうという考えを持っており、その考えにより佐藤市長も給料を減額するために特例条例を提案しました。また、職員の給料についても管理職以上は減額措置をしていたことがあります。
- 【林委員】 給料額を減額している状態が続いている中で、元の給料額に戻すとした場合、戻す状況にあるのかということも考えて議論していく必要がありますか。
- 【長沼会長】 市長の給料額を減らせば支出は多少減りますが、財政規模全体から見ると大きな金額ではないと思います。国立市では、市長・副市長・教育長が減額措置をしていますが、本人にとって影響はあるものの、財政規模からしたら大きな影響ではないと思います。
- 一方、自ら給料額を減額すれば格好はいいが、それだけで良いのかという意見もあります。行政上の責任を考えると、責任を果たす必要があるならば、それ相応の給料を支払うべきだという意見もあり、2つの意見を勘案する必要があると思います。
- 【林委員】 今回給料額を決めても、また政治的に減額されるなら意味がないとも思いますので、減額措置についても考えながら議論していく必要があると思います。
- 【喜連委員】 議員については報酬以外に政務活動費があると思いますがどれくらいですか。
- 【事務局】 月に1万円となっています。他市がどれくらいかわからないのですが、低いということは確かです。
- 【事務局】 26市の中で下から2番目だと思います。
- 【喜連委員】 そうすると、議員の活動はほぼ身銭を切っているということではないですか。
- 【長沼会長】 議員によっては活動報告会の開催や市政ニュースを発行していますが、1万円を超える部分は本人が負担していると思います。

他のものとして郵便料の補助はありますか。

【事務局】 補助はありません。

【喜連委員】 被災地等に行く交通費は支払われますか。

【事務局】 公務として、市議会で予算計上されているならば、市予算で支払われますが、そうでなければ個人や会派で負担ということになります。

【杉田委員】 資料 2 を見ると、国立市以外にも長い間給料額を改定していない自治体が 10 市ほどあります。小金井市は直前の改定が平成 5 年 10 月ですので、国立市よりも長く改定していません。

【長沼会長】 改定日が一番古い自治体は小金井市で、約 26 年間改定していませんね。

【杉田委員】 一方、八王子市は平成 28 年に改定しており、その前は長い間改定されていなかったのかもしれませんが、比較的最近改定しています。

【長沼会長】 改定のペースについては、自治体独自ということですね。

【半杭委員】 改定の実施時期についても審議会で審議しますか。事務局として次年度から改定とか、市長の任期終了時からとか想定していますか。

【事務局】 審議会の答申を受けた後に条例提案をしていくので、審議会の中でいつから改定するといったことまでの議論は行いません。

【長沼会長】 条例は議会に提案しなければならないので、その際は政策判断が出てくると思います。答申を受けたとしても、答申通りに条例提案するか、また、いつ提案するかは答申とは別の問題になってきます。ですので、適正な給料額等に限って議論していくことが良いと思います。

【遠藤委員】 市長の任期は来年の 12 月までですが、それまでは現在の給料額のままいきたいという考えなのですか。

【長沼会長】 市長の考えとしては、そうであると思います。

【事務局】 補足になりますが、3 月に答申を受けて、それを判断材料にして市長がいつ提案するかを考えるとと思います。議会月が 6 月、9 月、12 月ですが、市長の任期が 12 月のため、6 月か 9 月に提案

するのではと推測できます。

【長沼会長】 市議会の中では、市長の給料額について何か議論はありますか。

【事務局】 ここ2、3年の間ですが、給料額が据え置きになっているので、報酬審議会で議論したらどうかという意見が市議会の中であった経過はあります。

【杉田委員】 他市でも改定されていますが、その場合もこのように審議会に諮問して改定していますか。

【長沼会長】 国立市と同じだと思います。

【事務局】 相当前にはなりますが、任意で給料額や報酬額が決められてしまうといったことがあり、国から報酬審議会を設置しなさいという通知があり、どこの自治体も、特別職の報酬額を決めるときは報酬審議会の意見を聞くということで統一されています。

【杉田委員】 小金井市は最後の改定が平成5年ですが、このような話が一切出ていないということですかね。

【事務局】 自治体によっては、改定するかしないかは別として、3年に1回は報酬審議会に諮問をするといったところもあります。長い間改定していない自治体は、そういった仕組みがなく審議がされていないと思います。国立市の直近の改定は平成8年ですが、その前の改定は平成5年であり、3年経過後に諮問をしたという経過はあります。

【林委員】 長い間、給料額改定の議論がされなかった理由はありますか。

【喜連委員】 この間、民間会社の給料も減ってきているという状況もあったと思うので、中々改定という議論にはならなかったのではないかと思います。

【長沼会長】 平成8年というと、バブルがはじけて少し経過していますね。

【杉田委員】 国立市は、佐伯市長の時ですね。現在の永見市長の前が、佐藤市長、関口市長、上原市長、佐伯市長ですから、その時から変わっていないということですね。

【遠藤委員】 平成30年度の経常収支比率が96.2%なので、財政的には3.8%の余裕しかないということだと思いますが、この経常的な支出

というのはどこまで含まれますか。福祉の他にもとかインフラ整備費用も含まれますか。

【事務局】 インフラ整備については毎年発生するものではないので、経常支出には含まれません。

【遠藤委員】 道路等の維持費については含まれますか。

【事務局】 維持補修費は経常支出に含まれます。

【遠藤委員】 財政的余裕が3.8%ということは、新しいことは何もできないということですか。現状維持しかできないということですか。

【事務局】 数字上はそうなります。そのため、不要なものをスクラップして、新しい財源を産み出さなければ新規の事業ができなくなるので、現状維持ではなく、市民サービスの向上を図るために行財政改革を行っていくこととなります。

【遠藤委員】 現在、事業のスクラップ・アンド・ビルドは行われていますか。

【事務局】 毎年行っています。

【遠藤委員】 新しく道路整備や拡張ができるシステムができているということですか。例えば、狭隘道路の整備の見通しであったり、今後に向けての予算の見通しはあるのですか。

【事務局】 狭隘道路に関しましては、南部地域整備基本計画があり、経年的に実施していくものになっています。ただし、行政の仕事は予算が決められている中で多岐にわたっており、その中で義務的な支出を除いて何を優先して実施していこうということが決められていきます。南部地域の狭隘道路の整備もその中の一つです。

【遠藤委員】 3.8%の中でどうやって行うのですか。

【事務局】 優先順位をつけて行っていくこととなります。なお、3.8%というのは経常的な歳出歳入に関する数値となります。これ以外にも、特定の目的のために積み立てている基金というものがあり、そのお金を繰り入れて事業の実施もしています。そのため、経常収支比率としての3.8%の余裕部分だけで行政運営をしているわけではありません。

【遠藤委員】 では、ここで市長等の給料額を引き上げても財政的な影響はあまりないということですか。

【事務局】 影響はないということはありませんが、国立市の一般会計の財源が約 300 億円なので、それと対比して皆さんに議論して頂ければと思います。

【杉田委員】 バブルの頃はお金もあったので行政は施設等の箱ものを建ててきましたが、現在はそのメンテナンスにお金が必要となっています。また、高齢者も多くなり民生費の支出も増え、今までとは違った新たな支出も増えてきていると思います。ただ、市長や議員のなり手が少なくなっているという現状を見ると、引上げというのも一つの考えだと思います。

【喜連委員】 職員の給料は東京都に準じて推移しており、市長等の給料はそれとは関係なく推移しているということですか。

【事務局】 職員に関しては、東京都人事委員会勧告に準じて連動していくことがベースになっています。市長の給料は関係ありません。

【長沼会長】 国の人事院勧告との関係はどうですか。

【事務局】 東京都 26 市は人事委員会を持っていないので、情勢適応の原則から東京都人事委員会勧告に準じることが基本になっています。

【喜連委員】 参考として民間の給料の推移の資料はありますか。

【長沼会長】 民間の給料といっても非正規の方もいる中で、どの数値を参考とするかは難しいかもしれませんね。

【事務局】 国が毎月出している勤労統計が参考になるかもしれません。市でも、税金の推移を見るために勤労統計の動きを参考にしているということもあります。

【長沼会長】 調べられる範囲でお願いします。給料の水準は、その地域の物価とも連動していると思いますので、国立市ですと東京都とだいたい同じで、この地域の平均水準から見えてくると思います。

【喜連委員】 関係はないかもしれませんが、同一労働同一賃金という問題もあります。一般職員と非正規職員では差があると思います。

【長沼会長】 国立市も非正規職員の割合は多いですね。その方たちの報酬はどうなっていますか。

【事務局】 国立市の非正規職員である嘱託員の報酬は、時給制で職務内容により4つの区分に分かれています。

【長沼会長】 嘱託員の報酬は一般職員の給料の推移と関係がありますか。

【事務局】 関係はありません。ただし、最近では、最低賃金価格も上昇し、嘱託員の最低報酬単価に近づいているという状況で、引上げがされないのかという声も出ています。

【事務局】 この非正規職員に関してですが、来年度から制度が変わり、全国的に会計年度任用職員制度が導入されます。これまで非正規職員の処遇がバラバラであったため、地方公務員法と地方自治法を改正して統一していこうというものです。具体的に大きく変わる点として、期末手当が支給できることとなり、処遇の改善がされます。この点、同一労働同一賃金という点では一歩踏み出したといえます。

【長沼会長】 処遇改善ということですが、人件費という観点では財政負担は増えてしまうのではないですか。

【事務局】 この期末手当に関しては、年間約1億6千万円の支出増が見込まれるため、その費用をどこから調達するのかという議論があります。

【長沼会長】 支出増ということでしたら、このことも論点に加えてもいいかもしれませんね。

さて、だいぶ時間もたってきました。本日の議論はこのくらいにしまして、必要な資料がありましたら事務局に問い合わせるということでいいですね。では、次回の日程について、事務局より連絡願います。

【事務局】 次回の審議会を含め、3月までの審議会の日程について、事務局で調整させて頂き、後日ご連絡致します。開催ペースとしましては、1ヶ月に1回、時間は19時からを予定しております。

【長沼会長】 では、これをもちまして本日は閉会と致します。本日の資料をもう一度見て頂いて、次回の審議会に参加をお願い致します。